

令和2年度第4回御船町議会定例会（6月会議）議事日程（第4号）

令和2年6月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第19号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第3号）について
第 2 議案第20号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 3 議案第21号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について
第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 中城 峯 雄 君 | 2番 井 藤 はづき 君 |
| 3番 宮 川 一 幸 君 | 4番 福 本 悟 君 |
| 5番 田 上 英 司 君 | 6番 増 田 安 至 君 |
| 7番 森 田 優 二 君 | 8番 岩 永 宏 介 君 |
| 9番 福 永 啓 君 | 10番 田 上 忍 君 |
| 11番 藤 川 博 和 君 | 12番 清 水 聖 君 |
| 13番 井 本 昭 光 君 | 14番 池 田 浩 二 君 |

3 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 野 中 眞 治 君
教 育 長 本 田 恵 典 君	総 務 課 長 藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長 坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長 畑 野 英 樹 君
町 民 保 険 課 長 宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長 西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長 田 中 智 徳 君	復 興 課 長 島 田 誠 也 君

健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建設課長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	沖 勝久 君
監査委員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（池田浩二君） おはようございます。ただ今から、本日の会議を開きます。

昨日の議案審議について、畑野税務課長より訂正及び報告があります。

○税務課長（畑野英樹君） 昨日の新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免条例の質疑の中で、世帯主の変更を遡及して行えば国保税の減免に該当する旨、お答えをしておりましたが、法律上、世帯主変更は遡及できないということになっておりますので訂正をさせていただきます。

また、福永議員より御質問のありました、税の徴収猶予につきまして、無理して支払っていた場合は申請により還付となるのかという御質問がございましたが、それについてお答えをします。

この猶予制度は、期限内の納付が難しい場合に申請により期限後の納税ができる制度、納税を先延ばしする制度であります。納税額が変わるわけではございません。国税においては、既に納税している分について返還を求めることはできないとされております。町税も国税に準じて、納付済みの町税を返還することはできません。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第19号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（池田浩二君） 日程第1、議案第19号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（宮川一幸君） 2点ほどお伺いします。歳出の予算説明書の9ページです。修繕費で広域農道の修理代があがっておりますが、場所についてはどこでしょうか。お伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

場所につきましては、広域農道、マミコウロードの南田代第1区の記念碑周辺の道路陥没の現場となっております。

○3番（宮川一幸君） これは3月の確か議会だったと思うのですが、お願いしていたので、早急に対応していただいて本当にありがとうございます。予算通過した場合は、早めに着工をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大体完了時期は、いつ頃の予定になっておりますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

この件につきましては、宮川議員、井藤議員のほうからも議会で質問があつておありまして、農産物の運搬や普段の通行でも支障を来すということで、地元の農業者の方からも要望があつておありまして、議会承認後、速やかに着工する計画としております。

○3番（宮川一幸君） 早急に完了をよろしくお願いします。

続きまして、14ページです。コミュニティ助成事業の防火衣という形で11着購入されておりますが、この11着の根拠はどうなっているのでしょうか。よろしくお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

このコミュニティ助成事業は、宝くじ助成金の財源としてはなっております。今回、要望いたしまして、交付決定が3月31日に来たということで、今回の補正予算に計上したということになります。

内容につきましては、防火衣、火災のときに着用するものであります。それと防火帽、ヘルメットになります。その11着ということです。今現在、町では保有しているものが16着ほどあります。そして、今回の11着を購入すれば、全部の班が27班ありますが、27班に支給が可能であるということで、全部の班にまず一つずつというところで計画しております。

以前の基準による防火衣、防火帽のほうは、各班でいくつか持っておりますが、新しい基準になったものについては、今回が初めて支給するというので、全部の班にそろった段階で、公平性もありますので、支給するという形で、今回11着ということで予算計上しております。

○3番（宮川一幸君） それで、全分団、全班に防火衣が整備できたという形で、消防団の備品についてはまだ他にいろいろあるかと思いますが、今後とも予算の範囲内で少しずつでも整備していただければ、消防団も地域のボランティアという形で作業されますので、ど

うか今後ともよろしく申し上げます。

以上で、質問を終わります。

○総務課長（藤野浩之君） 今の宮川議員の質問ですけれども、この消防団の資機材の充実というのは、年々計画的に進めているということで、また来年度におきましても、このコミュニティ助成事業の申請をしながら充実を図っていきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 2点、質疑をさせていただきます。歳出予算の説明書の1ページの13節になります。駐車場の用地の借上料ですけれども、ふれあい第2仮設団地解体に伴う駐車場の借上料として、月額10万9,500円というところで、こちらの1点は面積、それと、この金額の根拠について説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

これは、ふれあい第2仮設団地解体に伴う駐車場の借上料となっております。まず、面積につきましては、筆数としては4筆あります。合計で3,047平方メートルです。

この土地につきましては、これまでふれあい第2仮設住宅ということで利用しておりました。解体が終わった後の利用ということで、今回、多目的に利用するというので契約を結んでおります。

その中で、賃借料の算定根拠といいますと、6月までにおいては復興課のほうで賃貸借契約を行っておりました。契約につきましては、1年間同額とするという協議もなされておりますので、当初、復興課で決められていた金額10万9,500円の残りの9カ月分ということで、今回、算定しております。

算定根拠としましては、町の使用条例の賃貸借の算定価格または近隣の賃借料等を勘案しながら、これは地権者と協議の上、決定していくものだと思います。次年度においても同様の賃貸借の算定価格、近隣の状況を検討、協議しながら、最終的には地権者との協議ということになるかと思いますが、本年度につきましては、当初、復興課で契約しておりました坪単価ということで予算計上しております。

○4番（福本 悟君） 確認をさせていただきます。

ただ今、課長のほうから説明がありましたとおり、町有地については行政財産の使用料条例がありますので、こちらに基づいているかと思いますが、今回は個人のもので公有地ということで、ちょっと感じたのですが、少し金額が安いのではないかと。

今、課長のほうから約3,000平米ぐらい、約3反ぐらいですね、近隣の借地にされてい

るところと比べると、少し安いのではないかなというところで、今、課長のほうから、地権者といろいろ協議、お話をされているということですので、この不動産の鑑定とか、そういうものを実際されているのか。

それと、あと1点は、これも課長から答弁があったように、以前は復興課のほうで予算をされているということで、この金額が復興課のほうであがっていたのか、ちょっと探ることができませんでしたので、その2点の確認をさせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） 単価につきましては、不動産鑑定のほうはやっておりません。その中で、これまで仮設住宅用地として利用させていただいたということで、この契約は、1年間は同額という形での契約になっておりますので、今回は復興課で契約した金額ということで進めます。

実際、高いか安いかわれると、近隣の状況を勘案しながら決定していくものと思いますが、今回につきましては、以前に決められた金額というところで予算を計上しております。

○復興課長（島田誠也君） 先ほど、復興課のほうで予算計上がわからなかったということでございました。実際、当初予算のほうには、こちらのほうのふれあい第2仮設の借地料としての計上は、当初予算の段階ではできておりませんでした。実際、3月で仮設用地としては返却の予定をしていたところで当初予算には組んでおりません。

平成31年度は10万9,500円で、3月までの分を令和元年度の予算のほうでは10万9,500円の12カ月分を計上していたということで、今年度も引き続き仮設を延長させていただくと、3カ月間延長させていただくということで、同額で災害救助費のほうの13節、使用料及び賃借料の予算を工面して、執行させていただいたということになります。

○4番（福本 悟君） 今、島田課長から、こちらの4月から3カ月分、こちらについては予算は組んでいなかったということですね。わかりました。

では、2点目の質疑にさせていただきます。説明書の7ページの衛生費の18節の負担金補助及び交付金になります。今回、五ヶ瀬地区のほうに、ろ過設備が補助金ということで予算が出ておりますけれども、この総事業費に対しての2分の1、こちらの補助の割合の根拠ですね、まずはこのあたりをお尋ねをします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

補助額につきましては、御船町補助金交付規則に定めるもののほかに、必要な事項を地

区水道整備事業補助金交付要綱で定めております。

○4番(福本 悟君) ちょっと一つ、心配するところが、世帯のほうが、例えば非常に小さい世帯とか、ある程度、大きな世帯とかあるかと思えますけれども、一律に2分の1というところで、今、課長から町の補助金の交付規則、こちらは予算の範囲内ということで謳ってあります。この補助金の割合については、町全体として決まり事といいますか、その事業費に対して2分の1以内とか、そういうものは町としての取り決めはないのでしょうか。それぞれの担当部署において、例えば事業費を全部補助金で出すとか、担当によっては2分の1以内とか、それについての説明を求めます。

○総務課長(藤野浩之君) お答えします。

今、補助金交付のことだと思いますけれども、事業によってそれぞれだと思います。補助金を交付する場合は、補助金交付要綱、それぞれ要綱を定めますので、それに基づいて交付を行っていくことになるかと思えます。

○4番(福本 悟君) では、最後の確認です。補助金の割合については、担当課それぞれで取り決めがあるということよろしいですか。

○総務課長(藤野浩之君) それは事業の内容、種類、いろいろな条件等がありますので、そこは協議をしながら、交付要綱を定めていくということになるかと思えます。

○2番(井藤はづき君) 1点です。歳出予算説明書8ページの担い手づくり支援交付金事業というものが出ているのですが、これについて説明をお願いします。

○農業振興課長(井上辰弥君) お答えします。

こちらにつきましては、農業用機械の導入に伴う採択がありまして、そのための増額補正となっております。対象者は、小坂地区の農業者1戸となっております。

○2番(井藤はづき君) この補助金の要綱というか、内容のもう少し詳しい説明をお願いします。

○農業振興課長(井上辰弥君) お答えします。

申請される農業者の対象としましては、「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられた農業者の方となります。採択の要件としましては、必須目標としまして付加価値額の拡大ということで、収入総額から費用総額と人件費を足した数値の拡大。こちらがポイント制になっておりますので、経営面積の拡大または経営コストの縮小など、さまざまところで経営の中身を精査されてポイントをどれだけ取れるか、というところで採択される

となっております。

○10番（田上 忍君） 歳出の説明書のほうです。

まず、この1ページですが、木倉仮設団地解体に伴うオアシスグラウンドの水道管敷設とありますが、この説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） これは、オアシスの下にあるグラウンドになります。以前、仮設住宅として利用されたところでもあります。今回、仮設住宅が解体されたということで、オアシスのグラウンドが元の形に整備されたということで、そこに水道を引くということになります。

今回の補正の中では、その水道の使用料であったり、加入金と工事費という形で新しくグラウンドに水道を引くということになります。これにつきましては、町の施設でもあるということ、地域からのグラウンド、ゴルフ協会であったり、地元のほうからも要望も出ておりましたので、今回、解体された後の利用ということで水道施設を整備するという形になります。

○10番（田上 忍君） そうすると、このグラウンドの利用者がいつでも使えるということではないかと思うのですが、管理というか、いつでも使えるのか、それとも誰かが鍵を持っているのか、その辺はどうなっていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

水道施設の所有としては、町の所有になると思います。加入金も町のほうでお支払いするというので、町のものになります。

また、通常の維持管理、使用については利用者の方と協議をしながら、地元で鍵の管理をしていただくとか、その辺はまた協議が必要かと思います。

○10番（田上 忍君） 決まりましたら教えてください。

次、2ページですが、旧JA木倉倉庫の予算が出ております。ここは今、病児・病後児の「みるく」が使っている場所かなと思ったのですが、そちらの利用と、今回の補正と何か関連はしますか。

○総務課長（藤野浩之君） 旧JA木倉倉庫ということで、これは建家を中心に左右に倉庫がありまして、その倉庫の中にはリサイクル用の籠などを保管しているということで、役場の倉庫としても一部利用しているところでもあります。また、病児・病後児育児事業として開設しております「みるく」の利用者の方、また職員が通路として利用している箇所でも

あります。

その建屋につきましては、昭和53年以前に設置されたものということで、建屋の骨組み等が鉄骨は経年劣化で腐食が進行しているということ。それと、一部柱において破断が確認されているということで、今回、補修をするということになります。

ここにつきましては、不特定多数の方、また行事、「みるく」を利用される方の安全を確保することが重要であるということで、今回、補正で計上させていただいております。まず、設計の部分と工事の部分ということで、今回、補正予算という形で計上しております。

○10番（田上 忍君） 安全対策のためにやられるということで理解いたしました。

続いて、先ほど福本議員の続きみたいになるのですが、7ページの五ヶ瀬のろ過装置の件です。五ヶ瀬については、他に比べたら世帯数が多いから、何とか地元の負担というものも半額補助で賄えるかと思えます。もう10世帯もないところでも、今、地区水道があります。ろ過装置のところで、またお願いしたいという話も出ておりますが、もし、そこで地元負担がもうできないような金額だった場合、こういうときはどうなりますか。

安心・安全な水を供給するというので、町長は答弁されておりました。こうやって、ろ過装置を今回、約200万円ぐらいかかっております。地元負担ができないようなことになったら、これはどうされますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回は五ヶ瀬地区のほうで、この施設というものにつきまして、いろいろな方面から施設を見つけられています。施設の内容で、これは金額が変わってきますので、地元の中で対応できる範囲というかですね、今回250万円という金額だったのですが、もう少し抑えていただければ、その範囲内で支援をしていくという形になります。

○10番（田上 忍君） だから、そうやって安いものを見つけて、地元の方が今回も来たと思うのですが、例えば100万円かかった、じゃあ半分の50万円を負担しないといけない。どんどん世帯数が地元で減って行って、その50万円も負担できないとか、そういうふうにも、もしも今後なっていった場合に対してどうするか。そのあたりはどういうふう考えられますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

確かに戸数の少ないところに関しまして、非常に負担が大きくなってまいりますが、現

在のところにしましては、この支援の補助に関しましては、支援の範囲内でしか補助はできないというふうに規定されています。

○10番（田上 忍君） 現在は、そういうふうにはできないと言われてますけど、今後どんどん減っていきます。この点については、確か町長は、検討委員会をこれから、何かそういうものをつくって考えていくということで答弁されたかと思えます。そういう中で、こういうことも検討して行ってほしいと思うのですが、町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 言われることは、よくわかります。地区水道によって、地域によってやはり格差が出てきていると思えます。人口的な格差もあるかもしれません。しかしながら、地区水道は大体維持管理費を取っていらっしゃる場所があります。今回きれいにします、おそらく5年後、10年後に換えなくてはいけないということで、毎月、自分たちでお金を貯めて、そしてその範囲内で工事をしようと。その範囲内で工事費用が足りないから、町のほうにお願いしますというところで進めていらっしゃる。この五ヶ瀬もそういった形でされております。

やはり維持管理は、地元で地区水道の場合はしていかなくてはなりません。私たちが町で一括して、町の水道の場合は水道料金を払っております。その中において、町が全体として維持管理をしている。同じように、やはり地域で維持管理の分は積み立てていくというのが地区水道のあり方ではないかというふうに思います。その中において、足りないから町のほうにお願いしますということで、半額補助が出てきているというふうに思っております。

そういった形で、地域とそういった話し合いをまた行っていきながら進めてまいりたいというふうに思います。

○10番（田上 忍君） それぞれ地区によって、いろいろな事情が変わってくると思えますから、そうやって地元の方と情報交換をしながら、いい方向にぜひ進めて行ってほしいというふうに思います。

続いて9ページに、先ほど広域農道関係がありました。今回、南田代第1区ということですが、この広域農道、マミコウロードについては、甲佐側のほうもかなり、あちらこちらで穴が開いて、とても危険な箇所があります。この辺はどう考えていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、3月の補正で可決いただきまして、その後、業者の選定、天候

の理由等でちょっと遅れておりましたが、天候も良いということで業者と打ち合わせが終わりまして、今週の日曜日に施工するということになっております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

続いて16ページに、プールの修繕ということであっております。今年は新型コロナ関係でプール利用をされるかどうか、ちょっとわかりませんが、プール利用については今年度はどう考えていますか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在、学校のほうで様子を見ておりまして、まだ最終的な決定は行っていない学校がほとんどです。

○10番（田上 忍君） プール利用については、教育委員会の方針としては、学校に任せるといって考えているのですか。

○学校教育課長（西本和美君） 着替えの方法や、どこが密になるかというところが各学校で違いますので、できる限り実施の方向で動いていただき、それでもかつ危険を回避できない場合には中止ということを検討していただいております。

○10番（田上 忍君） では、最後の質問になります。19ページ、学校給食費の違約金とありますが、この意味がわからなかったので説明をお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） これは3月分の学校給食費の違約金となっております。文科省の文書で、パン、米飯、麺類等の委託加工における加工費分は違約金等に当たるといってものが、もう明確に文書として届いております。今回はパンと牛乳に係る分、パンについては加工分、牛乳については生乳等の原材料費を抜いて、また配送費を外した金額ということで、学校給食会から請求があった分になります。

○10番（田上 忍君） こういう違約金というのは、このあとも発生するのですか。

○学校教育課長（西本和美君） 4月、5月につきましては、もう既にコロナウイルス感染対策で休校になっておりましたので、4月、5月分については、現在のような契約を行っていない状況にあります。

○10番（田上 忍君） そして、今回、学校給食会ということで出ているのですが、ほかのところに対しては、こういう違約金というものは発生してないのですか。

○学校教育課長（西本和美君） その他の食材については、ひと月ごとに発注をしておりますので、1週間前までの停止ということが可能でしたので、全ての食材においてキャンセルができています。

○1番（中城峯雄君） 歳出説明書の20ページ、上高野の菅原神社の再建支援で、熊本地震の復興基金から1,000万円交付金が計上されております。これは2分の1ということですが、町内で熊本地震により神社とか、お堂さんもコミュニティ施設に入りますよね。この町内全部で、再建の必要がある箇所は何箇所でしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

地域コミュニティ施設等の再建支援事業、今、言われたとおり、熊本県の復興基金を活用して再建をするということになります。これは被災した地域、集落における地域づくりのコミュニティの場として、長年利用されていた施設の再建、修理をされるときの経費を支援するという形になります。今、言われたとおり2分の1の補助で、上限が1,000万円という形の要綱になっております。

本町におきましては、平成28年からこの事業に取り組んでおりまして、現在で54件の再建、処理等が進んでおります。内容としましては、今、議員も言われました神社が多いです。神社、お堂、ほこら、あるいは記念碑あたりの修理、再建が主であります。その中で、全体で54件の再建が終わったと。交付額としましては、3,845万9,000円が交付額としております。事業としましては、この倍以上の事業費にはなっております。交付額は2分の1ということになっておりますので、補助対象分に対する2分の1を補助しておりますので、事業費としましては、大体8,700万円程度の全体で再建が終わったということになります。

この事業につきましては、10年間の事業ということになっておりますので、令和7年度までの事業ということになりますので、今後また再建、修理等、検討される地域におきましては早めに申請をしていただければと思っております。

○1番（中城峯雄君） 54件という数字は、今、申請をされた箇所ですね、ということですよ
ね。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

ただ今の54件につきましては、申請をされて再建、修理が終わった箇所ということになります。

○1番（中城峯雄君） と申しますのも、私どもの地元の甘木神社も、なにぶん上高野は2,000万円ぐらいですけど、高額な事業費になるんですよ。甘木の場合は2,300万円、今、計画を進めておりますけれども、まだ残っているところが結局、上高野も1,000万円は地区負担ということで、この地区負担分をどうしてこれを捻出するかということで、非常に苦労し

ているところです。

ですから、54件ということですが、まだかなり残っているコミュニティ施設が結構あるのではないかと。ただ、当初5年といていたのが、そういった関係で10年延びたのは、それはありがたいことですが、ただ早めにしないと、やはり地域の心のよりどころがいつまでも倒壊したままという状況ですので、甘木も申請を今後やりたいと思います。

○5番（田上英司君） 学校教育課長にお尋ねしますが、わかる範囲で結構です。予算説明書の歳出に、小坂小学校の校舎のことが書いてありますが、これは損害場所は校舎の内側か外側か。その損害の程度、それと、いつ修理・保全が完了するのか、概略で結構ですので、御説明いただければと思います。

○学校教育課長（西本和美君） 今回の工事場所につきましては、小坂小学校の外、主にひさしの部分です。普通教室等は地震後、新しくなっておりますが、今回、家庭科室の外側のひさしの部分がもともとあった金属部分がさびてしまい、その外側にある外装が膨れ上がり、ひびが入っていて落ちそうになっているというところで、そこが落ちて落下しないように工事をするというものです。

この予算が通りましてから発注等にかかりますので、そんなに時間はかからないと思いますが、今いつまでに終わる予定ですということを申し上げることはできません。

○8番（岩永宏介君） 歳出の予算説明書の1ページです。田上議員のほうからもあったわけですが、このオアシスグラウンドは、町の施設というふうに話があったわけですが、これは土地はどんなふうな関係でしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

土地についても町の所有ということになっております。

○8番（岩永宏介君） そうしますと、これはオアシスという施設が上にありますよね。オアシスグラウンドという名前がついているから、あそこの借りものだろうと、町が借りているというふうに思っていたのですが、違うわけですね。

○総務課長（藤野浩之君） もともとオアシス、町有のものでありましたが、建物・施設のほうは民間、土地につきましては町の所有となっております。

○8番（岩永宏介君） そうですね、わかりました。

このケースといいますか、もともとグラウンドがあって、そこでゲートボールないしグラウンドゴルフをやっておられ、住民の憩いの場、それから非常に介護予防とか、そうい

うのを良くするような施設があったわけです。それが地震が起きて、こういう仮設ができたところがあるわけですが、それがまた元に戻るといことで、非常に復興が進んだことを実感できることですね。

ありがたいのですが、ほかにもこういうものがあつたと思ひますが、そこはいかがでしょう。そういう例えは地域住民の人が使つておられたところが仮設になつて、それが元に復して、それはもう実際にやられているのですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

今回のようなケースでいきますと、玉虫仮設団地が建つておりました玉虫住宅の所の公園の部分が復旧のほうが終わりました、地元の方、また団地の住人の方の公園、またグラウンドゴルフ場として活用していく方向で決まっております。

また、高木の総合運動公園も現在、解体のほうが進んでおりました、解体が終了すれば、また総合運動公園としての役割を果たしていくというようなことになっております。

ふれあい広場も解体のほうを終了しまして、みんなの家の移築事業で、今、工事中のような形にはなつておりますが、公園として復歸しているという状況になっております。

○8番（岩永宏介君） それから、これは財源的には水道敷設ということですが、財源は一般財源でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この件に関しましては、一般財源ということになります。

○8番（岩永宏介君） なぜ、そういう質問をしたかと申し上げますと、こういうのは町の施設ではあるけれども、コミュニティの施設として利用されていますので、そのあたりで例えは復興基金とか、あるいはふるさと納税とか、そういう形での利用は、きちんとした基準があつて、これは一般財源とか、ふるさと納税には該当しないというのは、どういう基準になっているわけですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回の補正予算の中で、ふるさと応援基金をある程度、活用させていただきました。480万円程度、財源として使わせていただきました。なるべくなら、ふるさと応援基金の充当ということで、それに該当する分はそのほうで使わせていただきましたけれども、その中で、このグラウンドのほうも地域の活性化のためとか、そういうので充てることは可能でありましたけれども、財政調整基金を若干取り崩すということ、今回そのように振り分

けたということになっております。

○8番（岩永宏介君） 今、最後のところ、ちょっと聞き取りにくかったものですから、ゆっくり説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、ふるさと納税におきまして、各小学校の子どもたちに係る分と関係する分で使わせていただきました。小学校の修繕あたりですね。

それと、あとは五ヶ瀬のろ過設備ですね。この地域のためということで、広域農道、自然環境に関する部分ということで、城山公園のほうも自然環境に関する部分で使わせていただきましたけど、このグラウンドの部分は、地域の活性化のために、ふるさと納税で充当することは可能でありましたけれど、今回は財政調整基金のほうを活用させていただいたということになります。

○8番（岩永宏介君） ふるさと納税に関して、これを使ってもいいというようなことだったわけですね。だから、そういう自主財源がやっぱり非常に努力で、担当部署の努力によって、どんどん積み上げられていたことが復興につながっているなということは実感するわけですね。

最後ですが、古閑迫地区だったと思いますが、お墓の修復に復興金が使われていると思うのですが、あの辺りでそういう復興基金を使った、それも含めて、そういうふうな修繕に申請が出ている分とか、墓も全部が全部まだ直っているわけではないと思うのですが、申請がほかにあっていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回の補正に関しましては、古閑迫地区からの申請ということで、共同墓地の復旧の補助になります。共同墓地以外につきましては、今のところ、環境保全課のほうでは把握しておりません。

○総務課長（藤野浩之君） 岩永議員の質問、お答えします。

ただ今の申請がほかにはということでありましたが、今あがっているのは予算計上しております1件ということで、また申請があれば、その都度、予算化していくということになります。

○9番（福永 啓君） 3点、質問いたします。

まず、先ほども再三、質問をされている五ヶ瀬の水道のことですが、これは2分の1と

いう補助額になっております。これは制度上、2分の1以上の補助ができないような制度になっているのか。

あと、住民の方とこれに関して合意が取れているのか、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

補助額に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、御船町の補助金交付規則に定めるほかに、今回、地区水道の整備事業補助金交付要綱を定めておりますので、その要綱の中で経費の2分の1相当ということで明記をしております。

○9番（福永 啓君） 2分の1、これが制度として、もうそれ以上はできないということだったんですか。それとも、制度上そうできないから、それ以上は払えなかったということなのか。町の水道課として2分の1、前例に基づいて、それに基づいて2分の1と決定したと。

私は、そのことを質問したんですね。理解されていますか。制度上でできなかったのか、それとも判断として2分の1になったのか。そして、住民の方は納得されているのか。それをお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） 制度というのは、これは2分の1というのはありません。町でこれは定めたものでありますので、この2分の1につきましては、国の規則とか、県の規則とか、そういうものではありません。

また、地元のほうの納得というのは、今回につきましては、こういう整備をしますと。地元としても支出はいたしますということで、今回、申請があがっております。

○9番（福永 啓君） それで、地元は納得していただいたのですかという質問をしたのですが、まず、それを答弁していただくということ。

あと一つ、重要なこととして、例えばここはいいと思います。同じような制度の下、先ほど田上議員のほうからあったのですが、もう、うちは維持も管理もできませんとなってしまって、万歳です。組合も解散しますというようなことも、将来的には可能性がないことはないと思うんですね。

そうしますと、これは道路の草刈りと似ているようなところがあると思います、道路の草刈り、町道整備など。今は、その地区にお願いしてやってもらっています。しかし、それができない、もう万歳となってきたら、これは町が何らかの代替方法を考えなきゃいけないようになってくるような状況になるかと思います。

その際は、今の補助金よりも、さらなる財政負担が増えかねないという可能性があると思うんですよ。その辺りはいかがお考えですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、先般の一般質問のほうでも答弁しましたが、この維持管理に関しましては、他町のほうでも事例があるのですが、維持管理のほうでの支援、補助というのがあります。そういう要綱等を今後、整備することで、支援のほうができるのではないかとというふうに考えておりますので、そういうのを検討していきたいというふうには考えております。

○9番（福永 啓君） 私が申し上げたいのは1点なんです。結局、補助額2分の1とか、3分の1とかを決めて、それしかできません、それをお願いしますとやっていくと、逆に将来的に、その地区水組合、小さいところだったら破綻したり、もうお手上げされてしまう可能性があるのではないかと。そうなった場合に、さらに町の財政負担が増える可能性があるんです。

そこをお手上げしました。もう、ほっといて、泥水出るままにしておいてくださいというわけにはいかんじゃないですか。昔からの地区でしたら、新しい地区は別ですよ。でも、そうってしまったら、何らかの手当を打たなければいけない、もうできなくなったらですね。そうならないようにしなければならぬと思うので、そういう2分の1とか、3分の1ではなくて、その実情に合わせたものにしていかなければならないのであろうというふうに思うんですね。

その際に、やはり住民の理解は必要だと思うんです。だから、住民の方々、この2分の1で、きちんと財政上も納得されたのですかということをお聞きしたわけです。いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

地区水道に関しましては、地区の規模等もあります。区の人口が多いところ、少ないところもありますので、その規模の状況に応じて、これは整備されていくものだというふうに考えておりますので、確かに少ない人口のところに関しましては、これは給水量も少なくなりますので、規模の状況に応じてですね、今回の五ヶ瀬地区に関しては、250万円の整備をしたいということでありましたけど、整備内容次第では、もっと安くできる可能性、その規模次第ではありますので、そこはまず、御相談いただきながら、補助の範囲内でこれを支援していきたいというふうには考えております。

○町長（藤木正幸君） 今のところ、一般質問には答えました。地域の総意というものが一番大事になってくると思います。

先ほど、田上議員のときに説明いたしました。維持管理というのは、あくまでも住民側でなければいけない。私たちも上水道において、上水道料金を払っています。これで維持管理を全部、町が行なっております。地区水道も、やはり維持管理の部分は地域であるというのが、あくまでも基本です。ですから、全然お金は払いませんよ、町に全部投げますよということでは、地区水道が成り立たないというふうに思っています。

やはり、維持管理の部分においたら、ある程度、総意の部分によって、今後どうしていくかというのは地域で話し合っ、それでも、どうしても地域では駄目ですよ、できませんよ、これだけかかりますよというときに、私たちがどう援助できるかということになってくると思います。

ですから、そういった形で、地域は今ありますけど、毎月いくらずつというふうに取りっいたら、しゃるところもありますし、何かあったときには何万円ずつ出そうという形で、ポンプが壊れたらポンプ100万円かかりました、10軒あります、10万円ずつ払ってポンプを買います。しかしながら、200万円かかりますから100万円しかありません。100円万出してくださいというような、お尋ねもあっております。

そういう形で、地区水道もあくまでも地域の方々の総意の上で成り立っているということが基本です。この基本を忘れずに、私たちは支援をしていきたいというふうに思います。

○9番（福永 啓君） 地域の方もその理解なんですよ。やはり一番恐れているところは、もう地区水自体ができなくなっちゃったら、全部もう家は維持管理もお金も取らない、もう町で全部やってくださいとなるのが、私は一番怖いんです。そういう地区水が今後、出かねないというところが一番怖いところです。ですから、地域の理解と相互のコミュニケーションを取りながら、補助に関しましてもやっていただきたい。

これ以上、話すと、政策論議になってまいりますので、これは、ここでは一旦終了いたします。

次に、コロナ対策の小中学校臨時休校に伴う補助金、これも先ほど質問があったのですが、すいません。これは給食会に違約金を払って、地元の業者にはそれが発生しなかったということは、そもそもの契約形態が違ったというふうに聞こえたのですが、それはそう

ということなんですかね。

○学校教育課長（西本和美君） 払った牛乳につきましては、年度当初に1年間分のおよその、パンであれば枚数、牛乳であれば本数を届け出ております。そこに関して違約金が発生したということです。

○9番（福永 啓君） 地域の業者に関しましては、とりあえず、それが1カ月間であって、1週間前までだったらキャンセルがききますよということで、今回はキャンセルをしていたいただいたというふうに、今お伺いしました。そうすると、やはり地域の方々、業者の方々、それは1カ月間、これぐらい要るのではないかと思っていらっしゃったのが、いきなり減ったという損害も生じていると思うんです。

それをある意味、地域の業者の方々の善意でやっていただいている部分もあるかと思えます。そのあたりに関して、何か補償みたいなものができる制度はなかったのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 今回の学校給食につきましては、もう学校に卸していただく前に、双方の、本当に業者さんの御好意によってキャンセルをすることができました。学校にもし卸していただいて、それを破棄することになったようなものについては、こちらから金額相当分、本来であれば保護者が負担する分を町が負担するというようなことが可能であったのですけれども、今回についてはもう卸していただくものを卸す時点で、業者さんのほうとの話し合いでキャンセルということにさせていただいたということで、それについては補填というものはできない形になっております。

○9番（福永 啓君） これがコロナ対策費から払われていますよね。歳入が雑入になっているんですよ。基本的にどこから入ったお金でしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 今回の金額については、もともとは国が設定したのですが、国が事務を全国学校給食会のほうに事務委託をしております。ですので、入ってくるお金は、全国学校給食会のほうから入ってまいります。

○9番（福永 啓君） やはり今回、大きな災害で、そして地元の方々の、この方々は非常に、学校給食会はそういう制度があったからいいのですが、そういう制度がないものなので、我慢しながらやっていただくところがあると思います。これに関しましても経済のほうで何か対策が取ることができたらなというふうに思います。

続きまして、一番最後ですが、これは九電電柱移転に伴う水源、干無田ケーブル変更のために、どちらで質問してもよかったのですが、まずは1回質問しておきます。一般会計

の中で、情報通信に繰り出しが行われております。

これはどういうことでしょうか。九電が自らの事業のために九電のケーブルの電柱が必要になった。それを町が補填しなければならないのか。ちょっと事業について、説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

これは、一般会計からの繰り出しという形の補正予算になります。今回の補正理由としては、九電柱であります。水源から干無田地区に九電柱が今現在あります。そこで九電のほう、そのルートをちょっと変更するということになりました。約913メートルの間で、九電の電柱のルート変更ということになります。九電柱が21本あります。そして、7本を撤去し、17本の九電柱が新設されるということになります。その九電柱に光ケーブルのほうも共架しているというところで、九電柱の移設のルート変更に合わせて、今回、光ケーブルのほうも架設をまた変更するということになります。新ルートに新しく取り付けるための予算ということになります。

○9番（福永 啓君） そうしますと、九電が自らの事業のために、町に相談なしにですね、ここはこうしますというふうに変えたわけですね。そして、それに合わせて、町が自分のお金を出してしないといけなくなったというふうに、今、聞こえたんですよ、何かの災害とかではなくて。

そうしたら、今後も九電がこうやりますと自由に変えて、それに伴って、こういうのがどんどん増えていくというふうにも聞こえるのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 光ケーブルのほうは、九電に共架している部分については、一般用共架契約書を九電と交わしております。その中の第20条による九電の指示による設備の撤去、変更という条文にあたりまして、そこにおいては、その分の工事費については町のほうを支払わなければならないという契約上になっておりますので、今回、情報特別会計からの支出ということになります。

○9番（福永 啓君） その条項においては、条件は付さずに、九電が自分の自己都合により、電柱を移転する場合も、その光ケーブルの工事に関しましては、全て町がしなければならないというふうになっているわけですね。それでよろしいですか。

○総務課長（藤野浩之君） 今、申しましたのは、設備の撤去・変更ということで、どういった場合がここに該当するかというのは、前の条文に入っておりますので、今回はそれに該

当したということで、町のほうがその分の費用を支払う、負担するという形になります。

○9番（福永 啓君） 私が質問したのは、それは九電の都合だったのですか、何かの条項だったのですか。だから、今後も九電の営業の都合で変えたら、自動的に町はそういう費用を支払わなければならないような契約になっていたんですかということをお聞きしたんです。それについて、もうちょっと明快に答弁をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

これは九電と町との契約ということで、九電の都合だけということではなくて、両方、協議した上で契約を交わしておりますので、契約書に基づいて行っていくということになるかと思えます。

○9番（福永 啓君） そういう意味ではないです。その契約は、九電が単独で、自分の都合で電柱を移転したら、自動的に町がその移転に関する工事費用を支払わなければならないようになっているんですかと、そういうことを聞いているんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 契約上、そうなっております。

○10番（田上 忍君） もう1点、確認させてください。歳出説明書の13ページです。四宮橋の工事の関係で、借地料が出ております。この面積と、その借地の期間を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 四宮橋の架け替え工事に伴って、オアシス側から町道を下りてきて、四宮橋にかかる角のところの田んぼをお借りするというのが一つと。それから、資材等の搬入をオアシス側からの工事車両、セミトレーラーも入ってきます。一部カーブが、トレーラーが回りきれないということで、そこを一時的に借用させてもらって工事車両を通すという計画にしております。

面積は、合わせて980平米ほどの土地をお借りするということになっております。期間は、この借用期間ということで、令和2年度から令和5年の工事が終わる6月まで借用期間として思っております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより、午前11時15分まで休憩いたしたいと思いをします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時05分 休憩

午後11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第20号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（池田浩二君） 日程第2、議案第20号、「令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 今回、100万円ということで予算計上されておりますが、これは、ここに書いてあるとおり、あくまでも感染された方の給与3分の2を支給すると。これはもう支給するという事は、返還の義務とか、そういうことはないですか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

今回の補正につきましては、今後、御船町国民健康保険の被保険者の方が、万が一コロナウイルスに感染された場合に備えての予算措置となっております。支給した分についての返還というのはありません。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、「令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第21号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第21号、「令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 1点だけ、福永議員がずいぶんいろいろな質問がありましたけれども、こういった電柱移設は、何の原因で移設をされたのか。それがちょっと、わからなかったのですが。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

これは九電の現地のルート変更ということで、これは九電の電力も供給するために必要性があったということで、今回ルート変更がされたものと思います。

○1番（中城峯雄君） 道路拡張をされたのではないかと、いろいろあるものですから、ルートを変えられたただけですね。もちろん、使用者は九電柱ですから、それを九電の都合で変えられたということであれば、光はそれを借りて添架しているわけですから、当然、町の負担になるとは思いますけれども、道路拡幅ではないんですね。

○総務課長（藤野浩之君） 今回のルートにつきましては、山間部を走っているルートということで、干無田から水源地区の辺りの電柱を移設するという事業になります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、「令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（池田浩二君） 日程第4、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり適任と答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり適任と答申することに可決されました。

これで、令和2年度第4回御船町議会定例会6月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、このあと再開する定例会まで休会したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和2年度第4回御船町議会定例会6月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員